

令和4年1月27日開会

第735回むつ市教育委員会

参 考 資 料 (追 加)

報告第3号 1頁

む教総第2079号
令和4年1月25日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う対応の変更について

現在国内では、変異株であるオミクロン株が猛威を振るい、1都15県にまん延防止等重点措置が発出されるなど、全国的な拡大が見られております。

また、青森県内においても陽性者急増し、感染状況のレベル分類ではレベル3の「対策を強化すべきレベル」となるなど、感染状況が悪化傾向にあり、むつ市内においても、感染者が連日発生している状況にあります。

このような状況から、今一度感染予防対策を徹底する必要がありますので、1月17日付けむ教総第2035号で通知いたしました事項を下記のように変更することといたしますので、貴下教職員に確実に周知し、留意の上対応くださるようお願いいたします。

記

- (1) むつ下北(※1)地域以外との不要不急の往来は自粛することとし、来訪も控えていただく。(通勤等を除く)。
- (2) やむを得ず(1)に係る移動が必要な場合は、事前に校長への口頭による報告と、事後に旅行等実施報告書を提出すること。
- (3) 県外との往来があった場合は、(2)の対応に加えて、PCR検査を実施し、陰性を確認した後に勤務すること。
- (4) むつ下北地域以外への移動及びむつ下北地域以外の方と接する可能性のある教育活動を自粛する。
- (5) 部活動は通常どおりの活動とし、中学校体育連盟等の団体(※2)が主催または共催する公式戦を除くむつ下北地域以外の学校との試合(練習試合を含む。)や合宿、むつ下北地域以外からの外部人材等の招聘については禁止とする。
- (6) 公式戦の参加に当たっては、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域(都道府県、市町村)の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加すること。この場合、主催者の留意事項に従うとともに、万全の感染防止対策を講じること。

なお、スポーツ少年団等の任意の団体については、(5)及び(6)の内容に準じた形で対応するよう各団体に要請する。

※1 むつ市及び下北郡

※2 「中学校体育連盟等の団体」とは、当該連盟、中学校文化連盟及び公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する協会の下部組織を指す。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
電話 22-1111(内線3110)

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う対応の変更について

日頃より、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき厚く感謝申し上げます。

現在国内では、変異株であるオミクロン株が猛威を振るい、1都15県にまん延防止等重点措置が発出されるなど、全国的な感染拡大が見られております。

また、青森県内においても陽性者急増し、感染状況のレベル分類ではレベル3の「対策を強化すべきレベル」となるなど、感染状況が悪化傾向にあり、むつ市内においても、感染者が連日発生している状況にあります。

このような状況から、今一度感染予防対策を徹底する必要がありますので、1月17日付けむ教総第2035号で通知いたしました事項を下記のように変更することといたしますので、十分御留意いただき、御対応くださるようお願いいたします。

記

- (1) むつ下北(※1)地域以外との不要不急の往来は自粛することとし、来訪も控えていただく。(通勤等を除く)。
- (2) やむを得ず(1)に係る移動が必要な場合は、事前に担任への口頭による報告と、事後に旅行等実施報告書を提出すること。
- (3) 県外との往来があった場合は、(2)の対応に加えて、PCR検査を実施し、陰性を確認した後に出勤すること。
- (4) むつ下北地域以外への移動及びむつ下北地域以外の方と接する可能性のある教育活動を自粛する。
- (5) 部活動は通常どおりの活動とし、中学校体育連盟等の団体(※2)が主催または共催する公式戦を除くむつ下北地域以外の学校との試合(練習試合を含む。)や合宿、むつ下北地域以外からの外部人材等の招聘については禁止とする。
- (6) 公式戦の参加に当たっては、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域(都道府県、市町村)の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加すること。この場合、主催者の留意事項に従うとともに、万全の感染防止対策を講じること。

なお、スポーツ少年団等の任意の団体については、(5)及び(6)の内容に準じた形で対応するよう各団体に要請する。

※1 むつ市及び下北郡

※2 「中学校体育連盟等の団体」とは、当該連盟、中学校文化連盟及び公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する協会の下部組織を指す。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
電話 22-1111(内線3110)

